

徳島県告示第四百九十三号

次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和元年十一月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
美馬市	津山谷	土石流	次の図のとおり
三好市	大川持谷	同	
	大川持谷左支	同	

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課及び関係する徳島県西部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。）